

農業近代化資金の金利

* 認定農業者等が利子助成後に実質負担する利率

令和8年5月18日改定

| 償還期間 | 実質負担利率 |
|-------------|--------|
| 5年以下 | 1.80% |
| 5年を超え6年以下 | 1.85% |
| 6年を超え7年以下 | 1.95% |
| 7年を超え8年以下 | 2.05% |
| 8年を超え9年以下 | 2.15% |
| 9年を超え10年以下 | 2.25% |
| 10年を超え12年以下 | 2.35% |
| 12年を超え13年以下 | 2.45% |
| 13年を超え14年以下 | 2.55% |
| 14年を超え15年以下 | 2.65% |

(注) 「認定農業者等が利子助成後に実質負担する利率」とは、担い手経営発展支援金融対策事業の利子助成により認定農業者等が貸付6年目以降に実際に負担する利率をいい、「農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)」の貸付利率と同水準となる。なお、同事業の利子助成により貸付当初5年間最大2%の利子助成を受けられることから、償還期限が5年以下となる場合、貸付金利から2%を差し引いた率(下限0%)が実質負担利率となるため、留意されたい。